

唐招提寺釈迦念仏会の一考察 ——『大乘院寺社雑事記』を中心に——

藤田 依里

一、はじめに

唐招提寺で今日も厳修される釈迦念仏会は、解脱上人貞慶が戒律復興を目的に創始したもので、唐招提寺においては授戒会と並んで最も重要な法会とされている。

この釈迦念仏会については、裕慈弘氏と二宮守人氏が鎌倉時代に流行した釈迦念仏の一例として取り上げられたのをはじめ、成田貞寛氏による『釈迦念仏会願文』をもとに創始者である貞慶の信仰の考察、高木豊氏による覚盛以降の釈迦念仏についての考察、細川涼一氏による念仏会の本尊釈迦如来立像の胎内文書についての考察があり、『奈良六大寺大観』に念仏会に関する資料紹介がある。こうした従来の研究は、『願文』や胎内文書を中心としたもので、釈迦念仏会それ自体の具体的考察にまで及んでいない⁽¹⁾。

夙く徳田明本氏が『律宗概論』の中で、「鎌倉時代に解脱上人が創始した招提寺の釈迦念仏会は、大和一国の諸寺諸山の律学衆が全部出仕する掟が年々守られ、一七日間盛大に勤仕されていたことは『寺社雑事記』などに明らかである⁽²⁾」と指摘されたが、残念ながら具体的にどのような記事が存するものか明らかにされなかった。たしかに『大乘院寺社雑事記』(以下『雑事記』⁽³⁾)には、康正三年(一四五七)九月

十九日条を初出として、以降永正三年(一五〇六)九月十九日条までの五十年間にわたり、ほぼ毎年のように釈迦念仏会に関する記事が存する。そこで徳田氏の驥尾に付し、『雑事記』をもとに中世における唐招提寺の釈迦念仏会について少くも考察しておきたい。なお、巻尾に『雑事記』所載釈迦念仏会記事の抜粋を付した。

二、釈迦念仏会と興福寺大乘院

『招提千歳伝記』(以下『千歳伝記』⁽⁴⁾)に「毎年秋九月、釈迦念仏会⁽⁵⁾。結⁽⁶⁾番修⁽⁷⁾不断念仏⁽⁸⁾。三時⁽⁹⁾大衆会合⁽¹⁰⁾奏樂、修⁽¹¹⁾法華講⁽¹²⁾・舍利講⁽¹³⁾等⁽¹⁴⁾也。大和州諸寺諸山各出仕也。建仁三年、解脱上人初開⁽¹⁵⁾此会⁽¹⁶⁾也。事具⁽¹⁷⁾如⁽¹⁸⁾年中法事記⁽¹⁹⁾」⁽²⁰⁾とあり、『唐招提寺縁起拔書略集』に「自⁽²¹⁾九月十九日至⁽²²⁾二十六日。始行⁽²³⁾釈迦念仏。座々講⁽²⁴⁾法華經⁽²⁵⁾。伎樂奏。和州山州諸寺諸山。懃⁽²⁶⁾一日一夜之結番⁽²⁷⁾。門葉律宗自⁽²⁸⁾諸国⁽²⁹⁾一集。修⁽³⁰⁾之于⁽³¹⁾今不⁽³²⁾絶⁽³³⁾」⁽³⁴⁾とあり、また『唐招提寺解』に「解脱上人故企⁽³⁵⁾律法興行⁽³⁶⁾。尋入⁽³⁷⁾唐招提寺⁽³⁸⁾。拂⁽³⁹⁾礎石⁽⁴⁰⁾去⁽⁴¹⁾旧苔⁽⁴²⁾。先造⁽⁴³⁾舍利殿⁽⁴⁴⁾。安置御舍利⁽⁴⁵⁾。次建⁽⁴⁶⁾東僧房⁽⁴⁷⁾。始行⁽⁴⁸⁾秋念仏⁽⁴⁹⁾。偏折⁽⁵⁰⁾律法再興⁽⁵¹⁾」⁽⁵²⁾とあって、釈迦念仏会は建仁三年(一一〇三)に解脱上人貞慶によって律法再興を目的に創始された法会であることは明らかで、九月十九

日から二十六日までの八日間、大和の諸寺諸山が出仕して不断念仏を修する大法会だった。また『千歳伝記』に「毎歳春三月、釈迦念仏会アリ。今ハ絶無之。此日、又行尺迦念仏ヲ于服寺。後行四月。今ハ断セリ」とあるように、唐招提寺中興第一世となった窮情房覺盛が春三月の釈迦念仏会を故郷の服寺で創始したが、いつのころからか絶えてしまった。「秋念仏」とも称される唐招提寺の釈迦念仏会は、周知のように今に存続している。

ところで、律宗戒学院蔵『秋念仏会願文⁽⁷⁾』の巻末に北川智海師の書付がある。昭和十三年十月二十五日付のこの一文は「夫当山恒例修行秋念仏会者、從建仁第四曆以来、毎歳自九月十九日今月至廿六日之八箇日間不断念仏、以為末代不退仏事者也」に始まり、①諸山諸寺出仕の結番の次第は、本願上人（貞慶）が建暦二年（一二〇二）に春日大明神の宝前で御鬮により定めたものであること、②興福寺の僧衆が会中は当山僧坊に参籠すること、③明治元年（一八六八）の神仏混合禁止によって興福寺が一時廃寺となり、ために唐招提寺釈迦念仏会も三日間となったこと等々を記している。智海師は唐招提寺第八十四世長老であるから、この一文が唐招提寺をはじめとする律宗一門の釈迦念仏会についての共通理解と判断されるが、釈迦念仏会の盛衰に興福寺が密接に関わっているという指摘は留意すべきと思われる。

さて、唐招提寺釈迦念仏会と興福寺、とくに大乘院との関係については、『千歳伝記』に「承久二年庚申、諸院家衆興福寺結番出仕于秋ノ念仏会ニ云」とあり、また「東室者、（中略）即興福之衆侶、念仏会中居于此坊也」とあって、承久二年（一二二〇）の釈迦念仏会に興福寺からの出仕があり、興福寺僧衆のための控室が用意されていたことが知られる。釈迦念仏会の道場は礼堂であり、この礼堂は貞慶が釈迦念仏会を創始する際に南北二十八間の建物を改修したものだ

が、南側が礼堂、馬道をはさんだ北側が東室で、この東室が興福寺僧衆の控室にされたのである。他寺院からの出仕僧に特別に部屋が用意されたという記述はないから、この一点だけをとっても、釈迦念仏会に興福寺が深く関係していたことが推量できよう。

① 釈迦念仏会の会期

釈迦念仏会の会期は、『千歳伝記』によれば九月十九日から二十日までの八日間である。『雜事記』明応元年（一四九二）九月十九日条に「招提寺念仏自日中始之、千燈会事、精進供共事、如例仰付之」とあり、同年九月二十六日条に「今日招提寺念仏結願」、明応七年（一四九八）九月二十六日条に「今日日中招提寺念仏結願了」とあるから、法会創始から三百年ほど経た『雜事記』の作成時においても、釈迦念仏会は九月十九日から二十六日の八日間行われ、二十六日の日中に結願を迎えていたこと、また法会中には精進供や千燈会なども併せて修されたことが知られる。おそらく輪番で不断念仏を修するから、夜間の不断念仏のために千燈会が行われたのであろう。また『雜事記』文明九年（一四七七）九月二十二日条に「招提寺精進供ハ二十日則供之畢。千燈会ハ法会最中早速燈之」とあり、精進供・千燈会は法会会期中の早い段階で修されていたようである。

『雜事記』によると、寛正二年（一四六一）・文明十七年（一四八五）・文龜二年（一五〇二）の都合三度、釈迦念仏会が延期されている。寛正二年九月十八日条に「招提寺念仏事、依寺訴可有延引之由、昨日触申入云々」とあるように、延期に際しては唐招提寺からその旨の申し入れがあるのが通例のようであり、延期された場合は、寛正三年（一四六二）二月十七日条に「明後日ヨリ招提寺去年分舎利会云々」とあるように、翌年の二月・三月に前年分として釈迦念仏会を修し、九月に本年分の釈迦念仏会を修したようである。延期された三度とも同じ対応

がなされている。

② 大乘院の釈迦念仏会出仕日

輪番制を布く唐招提寺の釈迦念仏会であるが、『雑事記』によるかぎり大乘院僧衆の出仕日は「十九日」で、明応五年（一四九六）九月十九日条に「色々持夫番条庄役也。明日持帰之」とあるから、二十日には唐招提寺を退出することになっていたことが分かる。後述する御米も朝夕二度の食事分であって、具体的な時間は不明であるが、大乘院僧衆の出仕は十九日から二十日朝までが恒例であった。

③ 供物

釈迦念仏会のために大乘院から多くの供物が供されている。米・油・人夫などである。一々について考察する。

① 米

康正三年（一四五七）九月十九日条に「注進、招提寺千燈会御米事」として、「合三斗八升者院家器定、代五百十文」とあり、永正三年（一五〇六）九月十九日条にも「御米」三斗八升招提寺千燈会」とあって、長きにわたって米が供物として供され、またその量に変化がなかったことが知られる。しかし明応六年（一四九七）九月十八日条には「昔八上下大勢結縁衆参向之間、入分追而沙汰人注進分下行、此三三十年八大綱此分也」とあり、三〇年程前までは釈迦念仏会の結縁者も多く、供される米の量も多かったようである。また延徳元年（一四八九）九月十九日条に「御米三斗八升、沙汰人・院仕・上番・作手・御童子・力者・上下参向之結縁之衆、朝夕方也。人数加増之時、重而申出之」とあり、人数が増えた場合には、重ねて申し出れば多少の増減には対応を受けることができたようである。

この米は、文明十八年（一四八六）三月十九日（去年分）条に「米三斗八升上結縁 井作手・院仕以下朝夕兩度分」とあるように、釈迦念仏会の「結縁

之衆」に朝夕の食事として供された。永正三年（一五〇六）七月十六日条に「年中御米下行事長縁事」として「六斗心経会方、一斗正月十五日御粥料、九升夏中仏供、九斗土器方、一斗七升同、三斗八升招提寺千燈会、三斗三升御丁間水社頭、三斗余年上番注進、仏供、五節供以下色々、以上一石八斗九升敷」とある。「三斗八升」という米量は、これが朝夕二度の食事のためのものだとしたら比較的多量であって、それだけ釈迦念仏会の結縁者が多くいたことを示している。

② 油

長祿二年（一四五八）四月条「大乘院家御油帳」に「二斗立野庄、九月招提寺舍利会、近來一斗一升沙汰云々」とあり、同年九月十九日条にも「千燈会油立野庄役」とあり、また『三箇院家抄』の「立野庄」条に「御油田」として「二斗招提寺千燈会」、「雑務年中調達」九月二十日条に「招提寺千燈会油立野庄所進」、「年中御油事」条に「二斗立野庄招提寺千燈会方田地五丁二反、反別一升宛、長器」とあって、千燈会のために立野庄から二斗の油が毎年奉納されている。また、長祿三年（一四五九）九月十九日条に「当年ノ事称炎旱、三分二分可沙汰旨申入之、以外旨仰之間、一斗三升致沙汰了云々」とあるように、この年は炎旱により油の量は減少したが、しかし翌長祿四年（一四六〇）九月十九日条には「油事立野庄役二斗進之」とあるから、その年ごとの気象条件などによって油の量は常に変動していたのである。

油は立野庄以外からも奉納されている。長祿三年（一四五九）九月十八日条に「招提寺精進供等廻請」として、「大納殿奉行成之、催下北面触之、招提寺千燈会油結縁事、東北院・松林院・大納言公・弁法印・侍従僧都・帥律師・少将得業、件御油者来十九日料也、同十八日以前可被遣成善世房、許矣」とあり、また同条に「招提寺千燈会油結縁事」として「兵部卿法眼・大輔寺主・按察寺主・大進寺主・藏人公・

越前寺主・公文権上座・因幡寺主・相模都維那・隆舜、件御油者来十九日料也。同十八日以前可被遣成舜善世屋、許矣」と見え、十九日に油を使用するため、十八日以前に成舜のもとに差し出すことになっていた。また文明十八年（一四八六）三月十九日条には「千燈会方油、一斗二升公方立野庄、百文一切経納所、百文勅願納所、百文松林院、一升政所法眼、十文継舜法眼」とあり、明応六年（一四九七）九月十九日の条に「此外思々御油結縁出之」とあるから、個人からも油は奉納されていた。しかし同条には「此外結縁之油、近年無之云々。不可然事也」とも見え、油の出資量は減少傾向にあった。この傾向は文明十四年（一四八二）十月四日条「七堂燈油庄々事」に、「今井庄布施郷越智方 本油二石三斗一升五合去年三升納之（中略）北一夜松庄 本油二斗七升近年知足勢全無沙汰也 立野庄 本油二斗一升八合去年一斗納之」とあり、千燈会に限ることではなく、大乘院領全体に共通する傾向であったようだ。また永正二年（一五〇五）九月十八日条には「立野庄御油、昨日大雨二打コホス。今日又下向、十九日ニハ可罷上云々」とあり、前記のように「千燈会ハ法会最中早速燈之」であるため、法会初日である十九日に間に合うような対応がなされている。しかし間に合わない場合もあり、明応七年（一四九八）九月十九日条には「立野庄御油未到来之間、千燈会無之故也。（中略）昨日より立野御油催促成奉書了」とあって、油が届かなかったために千燈会ができず、油を催促する奉書を作成している。そして長享元年（一四八七）九月十八日条には「立野庄御油升古物事外破損之間、令新造之畢。十二錢云々」と見え、油升が新造され、以降十二錢の油升が使用されている。

唐招提寺千燈会に奉納される油の比重は、『雜事記』「大乘院家御油帳」に「此外、一升塩座二月十五日御舍利講方、此外七箇一升名主、二斗立野庄九月招提寺舍利会、近來一斗二升沙汰云々、一斗立野庄十一月沙汰、納所願拜法、一斗窪城庄陸奥修正方、一斗尺度庄正願院千燈会方」

とあり、『三箇院家抄』年中御油事条に「此外、二斗立野庄招提寺千燈会方田地五丁一反、反別一升宛、長器、一斗二升同龍花院薬師御油、納所願拜法師田地同、一斗窪城二階堂修正御油、田地五反、一斗田原本正願院千燈会此、外二升名主分、因幡寺主一升正願院方塩座、此外一升十合器、名主分、又定使五分八合器之内引之、、二十五文、一斗尺度庄正願院千燈会方半分八合器、とあるように、大乘院末寺である正願院・二階堂・龍花院に比して、院末ではない唐招提寺に比較的大きな比重で油が奉納されていた。

①人夫

釈迦念仏会に参仕する人夫については、文明十八年三月十九日条に「持夫事番条庄役也。本八人歟。近來ハ長櫃二合二四人、院仕・上番・千燈会油以下二二人、合六人分ニテ不事闕云々。今日六人自庄家参申」とあり、主に唐招提寺に奉納される供物を持つ要員「持夫」として出仕し、番条庄が人夫の役を担っていたことが知られる。延徳元年（一四八九）九月十九日条に「本十人」とあるように、人夫の人数には変動があった。しかし『三箇院家抄』雜務年中調達九月二十日条に「招提寺生身供（中略）人夫四人用意、同千燈会（中略）此外勸進之油持人夫事、二人召遣沙汰人方」とあり、『雜事記』の製作時期には六人の持夫が通例となっていたようだ。また番条庄から人夫をまかなえない場合があった。長祿三年（一四五九）九月十八日に「明日招提寺舍利会人夫事、当庄（番条庄）役也。百姓等無在庄之間無力、奈良中御領内人夫五人可召旨、仰奉行了」と見え、人夫は番条庄の役割であるが、番条庄内に百姓等の庄民がいなかったため、奈良の御領内から人夫の出仕を請求している。番条庄の人夫が参加できなかったのは長祿三年だけでなく、長祿四年（一四六〇）・寛正五年（一四六四）・文明七年（一四七五）の計四回あり、いずれも奈良御領内の人夫が代わりを勤めている。

番条庄人夫以外の具体的な出仕者として、文明十一年（一四七九）九月十九日条に「参向面々両沙汰人・院仕・上番・同代・赤土器兄弟以下座者・辰市御童子共・御童子・力者・北面衆共也」と見えるように、大乘院内の様々な人々が出仕していた。また同条に「近來ハ出世并坊官以下不参、不可然事也。門主御参之時ハ、御膳政所進持送進之如例也」とあり、近來は不参加であるが、かつては出世や坊官・門主なども出仕していた。特に出世に関しては『三箇院家抄』「出世・世間恒例・臨時役事」条に「一招提寺精進供等事、一同千燈会油事」とあり、釈迦念仏会に出世が出仕していたことは確かかなようである。

㊦精進供

釈迦念仏会の本尊である舍利供養のための精進供については、延徳二年（一四九〇）九月十九日条に「招提寺舍利供養、御飯一合・汁一合・菜十合・菓子十合・綿一屯、百四十五文目」とあり、文明十二年（一四八〇）九月十九日条に「招提寺念仏精進供御飯・汁以下二十二合・長櫃二合、此内一合御飯見進之一合公方」とあり、『三箇院家抄』雑務年中調達九月二十日条に「招提寺生身供 御菜十種四寸二分角折櫃、菓子十種同、御飯一外居 御汁物一外居」など見え、御菜・御菓子の種類に若干の差異はあるが、御飯一合・御汁一合・御菜十合・御菓子十合の計二十二合という量が基本であったようだ。また明応八年（一四九九）九月二十日条に「今日早日備之」とあり、精進供は二十日の朝早くに備えられていたようだ。御飯については長祿三年（一四五九）から文明十一年（一四七九）までが按捺寺主（法眼）、文明十二年（一四八〇）・文明十四（一四八二）・同十五年（一四八三）が御後見、文明十三年（一四八二）・文明十八年（一四八六）から明応二年（一四九三）まで政所が御飯役を担っている。御汁については長祿四年（一四六〇）九月十九日条に「御汁事、古市役也。料足百文出之、為賦成沙汰云々。」

とあり、文明十一年（一四七九）九月十九日条にも「御汁古市澄胤」毎年百文到来者也と見え、大乘院方衆徒の古市氏が御汁役であったと知れる。御菜は蓮根や大豆などの野菜や川骨・荒和布などの水・海草、唐布（豆腐）といった加工品が十種類、御菓子は赤・白餅や梅枝などの御菓子と柿・柘榴といった果物十種類が通例であった。

㊧薪

長祿四年（一四六〇）九月十九日条に「於彼寺テ用薪西山庄役也。無沙汰之時以使用催促之」とあり、『三箇院家抄』に「西山庄（中略）九月十九日招提寺念仏之時入木、当庄役也」とあって、薪は西山庄（下鳥見庄）が役目であった。寛正三年（一四六二）九月十九日条に「一夜之間焼之」とあるように、薪は千燈会のための供物であった。

㊨被物

導師の布施として被物がある。長祿四年前掲条に「一重或綿一屯、或絹一疋、近年無沙汰者也」とあり、導師の布施として綿か絹一疋が用意されていたが、近年は途絶えてしまっていたことが分かる。しかし延徳元年（一四八九）九月十九日条に「導師御布施被物一重代綿一屯百四十五文目、或百疋也。今日綿送之、此数十年無沙汰者也。不可然之間再興之」とあり、延徳元年に導師の布施が再興され、以後絶えることなく奉納されている。

三、おわりに

以上わずかな考察ではあるが、中世における唐招提寺釈迦念仏会に対する興福寺大乘院による支援の具体的様相が少しく明らかになったと思われる。興福寺の支援は、おそらく貞慶が釈迦念仏会を創始したときから、神仏分離令が發布されるまで継続されていたものと考えられる。唐招提寺釈迦念仏会供物として供される物資も決して少なく

く、八日間という規模の大きな法会を維持するためには大乘院の支援は必須のことであった。大乘院の末寺でない唐招提寺にそれだけの支援が行われたことは、経済的につねに疲弊した状態であった唐招提寺の釈迦念仏会が興福寺大乘院にとって重要な法会であったことを示している。それは、『雜事記』には、唐招提寺以外に末寺ではない寺の法会に関する記述がないことから推察されよう。さらに『雜事記』製作当時の南都仏教界における興福寺の勢力を考えれば、唐招提寺釈迦念仏会は、興福寺だけでなく南都仏教界においても重要な法会であったと考えられる。

〔注〕

- (1) 碓慈弘氏「鎌倉時代に於ける釈迦念仏の勃興」(『日本仏教史学創刊号、昭二六・八』)。のち『日本佛教の開展とその基調(上)』収録、昭六三・三、名著普及会。二宮守人氏「釈迦念仏考」(『浄土学』二二・二三合併号、昭二五・一一)。成田貞寛氏「鎌倉期南都諸師の釈迦如来観と利生事業」(『仏教大学研究紀要』四四・四五号巻号、昭和三八・十)。高木豊氏「釈迦念仏小考」(桜井徳太郎編『日本宗教の正統と異端』昭和六三・一〇、弘文堂)。細川涼一氏「唐招提寺釈迦如来像胎内文書と女性・虫・非人」(『歴史評論』四三八号、平成二・七)。同氏「釈迦—唐招提寺の釈迦念仏」(『国文学解釈と教材の研究』四四巻八号、平成一一・七)。『奈良大寺大観唐招提寺13』(平成一三・一補訂版、岩波書店)
- (2) 徳田明本氏『律宗概論』(六二四頁、昭和四四・一〇、百華苑)
- (3) 竹内理三氏編『増補統史料大成大乘院寺社雜事記』(昭和五三・四、臨川書店)
- (4) 関口静雄・山本博也氏編著『唐招提寺・律宗戒学院叢書第一輯招提千歳伝記』(昭和女子大学近代文化研究所、平成一六・一一)
- (5) 『大日本仏教全書寺誌叢書2』(仏書刊行会、大正二・一一)
- (6) 『大日本仏教全書戒律伝来記ほか』(仏書刊行会、大正四・一一)

- (7) 天正七年八月四日泉井写、卷子装一卷(第六十七世長老慧晃補修)。
- (8) 小泉宜右・海老沢美基氏校訂『史料叢集三箇院家抄第一・二』(昭和五九・六、続群書類従完成会)

〔付〕『大乘院寺社雜事記』所載唐招提寺釈迦念仏会関係資料

〔01〕康正三年(一四五七)九月十九日

一、招提寺舍利会・精進供今日送之云々。奉行隆舜法橋ナリ。如常。就中沙汰人以下罷向、食事以注進面下行之。

注進 招提寺千燈会御米事

合参斗八升者院家鑑定、代五百十文。

右為院仕・上番・作手方、可有御下行状如件。

康正三年丙九月十九日 成舜判

〔02〕長祿二年(一四五八)四月廿九日

大乘院家御油帳

二斗 立野庄

九月招提寺舍利会、近來一斗二升沙汰云々。

〔03〕長祿二年(一四五八)九月十九日

一、招提寺舍利会始之、精進供等如例送之了。千燈会油、立野庄役。院仕・上番下行事、任注進下行之。

〔04〕長祿三年(一四五九)九月十八日

一、番条庄沙汰人注進。番条事、自筒井可知行之由、此一兩日以前二令治定云々。明日招提寺舍利会人夫事、当庄役也。百姓等無在庄之間無力、奈良中御領内人夫五人可召旨、仰奉行了。

一、招提寺精進供等廻請、大納殿奉行成之。催下北面触之。

招提寺千燈会油結緣事

東北院 松林院 大納言公 弁法印 侍從僧都 帥律師 少將得業

件御油者来十九日料也。同十八日以前可被遣成舜善性房、許矣。

長祿三年九月日

招提寺千燈会油結緣事

兵部卿法眼 大輔寺主 按察寺主 大進寺主 藏人公 越前寺主
公文權上座 因幡寺主 相模都維那 隆舜

件御油者来十九日料也。同十八日以前可被遣成舜善性房、許矣。

長祿三年九月日

各立紙一枚

招提寺舍利供養精進供事

御飯 按察寺主・御汁

御菓子十種

蓮根 牛房 藏人公・苟若 少將得業・茄子 越前寺主・慈仙
大進寺主・零余子 東北院・荒和布 大納言公・河骨 大輔寺主・大豆 芋薰子 帥律師

御菓子十種

白餅 弁法印・赤餅 梨子 公文權上座・柘榴 侍從僧都・薯蕷 相模都維那・野老 因幡寺主・伏菟 梅枝 松林院・栗 兵部卿法眼・柿 隆舜

来十九日料也。同十八日以前、可被送進禪定院、於折櫃者送可被遣之矣。 九月日折紙、於折者悉以御後見役也云々。

〔05〕長祿三年（一四五九）九月十九日

一、招提寺二行向。北面以下食三斗八升分、上番二下行了。

一、同千燈会油ハ、立野庄ヨリ貳斗分致其沙汰。然而近年任雅意一斗

三升致沙汰者也。当年ノ事称炎旱、三分二分可沙汰旨申入之、以外旨仰之間、一斗三升致沙汰了云々。

〔06〕長祿四年（一二四六〇）九月十九日

一、招提寺舍利供養下利物事、任沙汰人注進之旨下行之。但如去年半分給之、院家器定云々。以大宅寺御米内下行之了。廻請自兼日大納殿奉行成之、下北面賦役也。

招提寺舍利供養精進供事

御飯 按察寺主奉・御汁

御菓子十種

蓮根 大納言公・牛房 藏人公奉・苟若 少將得業・茄子 越前寺主奉・慈仙 大進寺主奉・零余子 東北院・荒和布 大納言得業奉・河骨 大輔寺主奉・大豆 芋薰子 帥僧都

御菓子十種

白餅 弁法印・赤餅 梨子 公文權上座奉・柘榴 侍從僧都・薯蕷 相模都維那・野老 因幡寺主・伏菟 梅枝 松林院・栗 兵部卿法眼奉・柿 隆舜

来十九日料也。同十八日以前可被送進禪定院、於折櫃者追可被遣之矣。 九月日

招提寺千燈会油結緣事

東北院 松林院 大納言得業 大納言公 弁法印 侍從僧都 帥律師 少將得業

件御油者来十九日料也。同十八日以前可被遣良宣有舞房、許矣。 長祿四年九月日

招提寺千燈会油結緣事

兵部卿法眼 大輔寺主 按察寺主 大進寺主 藏人公 越前寺主 公文權上座 因幡寺主 相模都維那 尾張都維那 隆舜

件御油者来十九日料也。同十八日以前可被遣良宣有難房、許矣。

長祿四年九月日

一、隨進奉テ折櫃事、以木守自賦方送之。紙立在之。料紙、自御後見出之云々。折同。

一、御汁事、古市役也。料足百文出之、為賦成沙汰云々。

一、人夫事、番条庄役也。去年・当年不参之間、以御領内人夫送招提寺了。今日番条人夫且三人上洛了。

一、油事、立野庄役。二斗進之。

一、於彼寺テ用薪、西山庄役也。無沙汰之時、以使可催促之。

一、沙汰人・上下北面・力者・御童子・田舎御童子・院仕・上番・作手各罷向者也。出世・々間尤可参向事也。

一、導師事上古良家輩参勤、近来彼寺僧勤之。被物一重・或綿一屯、或絹一疋。近年無沙汰者也。

一、今夜菅玄者、菩提山御舍利講衆参勤。諸山寺結番云々。

[07]寛正二年(一四六一)九月十八日

一、招提寺念仏事、依寺訴可有延引之由、昨日触申入云々。

[08]寛正三年(一四六二)二月十七日

一、明後日ヨリ招提寺去年分舍利会云々。仍精進供以下如例、奉行仰之。千燈会油、去年ヨリ沙汰之云々。

[09]寛正三年(一四六二)九月十九日

一、招提寺舍利会・精進供、并千燈会如例年備進之了。院仕・上番下行二斗八升。於彼寺燒木一円、西山庄所役也。参向上下、一夜之間燒之。

[10]寛正五年(一四六四)九月十九日

一、招提寺精進供如例年。番条人夫不参、以領内人夫送之了。

[11]寛正六年(一四六五)十月十二日

一、一昨日九日より招提寺舍利会修之、精進供等如例送之。但立野庄油、未到来之由依令申、千燈会夜前備進之。一昨日御油持送彼寺云々。沙汰人等不知故云々。去月依御下向延引云々。

[12]文明元年(一四六九)九月十九日(補遺)

一、招提寺念仏千灯会始行。油立野庄所進、本二斗也。近来一斗二升致其沙汰云々。不可然旨沙汰人二仰付之、諸役人并上下北面等参向、雜用以下方三斗八升下行之、院仕・上番等参向云々。作手・田舎御童子悉御力者・御童子等同参申、每事上、北面沙汰人奉行。精進供以下事如例廻請以下兼日奉行人沙汰也。御油・精進供・雜具以下悉皆番条庄人夫持之、近来有名無実之間、兼日二以昌懷仰遣了。今日四人参申云々。納者以下明早旦持帰者也。尚々不足珍事。

[13]文明二年(一四七〇)九月十九日

一、招提寺舍利会方精進供等如例、八木三斗八升下行。人夫、横田本庄沙汰也。

[14]文明三年(一四七一)九月十九日

一、招提寺舍利会也。精進供如例也。三斗八升下行。

[15]文明四年(一四七二)

一、九月十九日招提寺念仏方油一升、長

[16]文明四年(一四七二)九月十九日

一、招提寺念仏・千燈会等如例、役者食事三斗八升下行之院家器、納所善性方。

[17]文明五年(一四七三)九月廿日

一、昨日招提寺念仏・精進供・千燈会如例。人夫、番条庄参申。御米三斗八升以八月米之内下行了。

[18]文明六年(一四七四)九月十九日

一、招提寺念仏方三斗八升下行。精進供等如常。番条庄、人夫六人罷上、食事自地下持之。每度事云々。次日長櫃以下持帰者也。先年捨置嚴蜜二仰付之了。

[19] 文明七年(一四七五) 九月十九日

一、招提寺念仏・精進供等如例參向、食事方三斗下行了。堯善方仰付之。

[20] 文明八年(一四七六) 五月晦日

所役条々(中略) 九月招提寺千燈会油代百文

[21] 文明九年(一四七七) 九月十九日

一、招提寺千燈会參向方御米、如例年三斗五升下行之。院仕・上番・作手以下罷向了。沙汰人同參申。例年宿坊辞退之間、仰遣彼寺年預・沙汰人方之間、則宿坊事申付旨令申者也。

精進供闕如分去年仰付之了。番条人夫、不參之間、不送之。

[22] 文明九年(一四七七) 九月廿日

一、番条人夫不參間使付之、仍今日參申。各送之、兼用意、御領内人夫仰付之。

一、勅願・一切經向納所、各油代百文下行之云々。

[23] 文明九年(一四七七) 九月廿二日

一、招提寺精進供八廿日夜則供之畢。千燈会ハ法会最中早速燈之。近來精進再興之間、一寺悅申之。

[24] 文明十年(一四七八) 九月十九日

一、招提寺精進供如例。番条人夫參申。

[25] 文明十一年(一四七九) 九月十九日

一、恒例招提寺舍利供養也。色々自兼日相催之。廻文、大納殿奉行成之、催下北面賦之。

招提寺舍利供養精進供事

御飯 按察法眼・御汁 古市澄胤每年代百文到來者也

御菜十種

蓮根 東林院・牛房 藏人寺主奉・苟若・茄子・慈仙・零余子・

荒和布・大豆・河骨・芋薰子

御菓子十種

白餅井文・赤餅井文・柘榴・薯蕷 相模寺主・野老 上総公奉・伏菟

員数多少不定也。但近来ハ悉皆分二三斗八升下行也。院家器定。

參向面々兩沙汰人・院仕・上番・同代・赤土器兄部以下座者、辰市御童子共・御童子・力者・北面衆共也。近来ハ出世并坊官以下不參、不可然事也。門主御參之時ハ、御膳政所進持送進之如例也。

上件色々物并院仕・上番方雜具等持夫ハ七八人、自番条庄每年不退二召進之。給主定使兼日より申付歟。夜歸之用意也。於彼寺雜事用入米ハ、下鳥見西山庄進之。所詮嚴重無双法事也。依上人御房勸自當門跡、于今數百年不退轉者也。

[26] 文明十一年(一四七九) 九月廿日

一、自学侶申給、正願院舍利講管絃者事、不足之間、招提寺參向事闕如、珍事也云々。返事所望体在之者、早々可補任者也。更以不可有無沙汰候。近日学衆中器用体無之之由返事了。

[27] 文明十二年(一四八〇) 九月十九日

一、招提寺念仏・精進供、御飯・汁以下二十二合・長櫃二合、此内一合御鏡番条庄人夫四人持之。同千燈会方御油以下、沙汰人方番条庄

人夫一人、朝夕方上番・院仕雜具、番条庄人夫一人、合人夫六人罷上了。本ハ八九人□沙汰人以下上下輩濟々罷入油□役也。

其外一切經納所・勅願納所各油代□出世者・候人等各捧加油代、沙汰人請取□御米三斗八升下行之、此内院仕・作手

等下行分在之云々。精進供近来不足分予仰付之。本廻請色近日無之物在之間、相計二十種ニ沙汰立者也。折ハ大小二十二合御後見進之。紙立アリ。

御飯一合三斗、御後見・御汁一合代百文古市

御菜十種

蓮根一合東林院・牛房一合專美・苟若公方・茄子一合公方・唐布一合公方・荒和布公方・隨喜一合同大豆代・河骨一合同・芋子同・大根一合同栗余子代、或栗荷

御菓子十種

油物一合松林院・前米一合泰弘・梨子豐代繼舜法眼・柿一合野老代并舜・枝大豆一合親舜・赤餅一合公方・白餅一合公方・柘榴一合公方・栗一合同伏見代・混布一合同

以上二十二合

廻請面ハ山芋 青カンシ トコロ ヌカコ フト

[28]文明十三年(一四八一)九月十九日

一、招提寺精進供六坏ハ、見存体調進之。不足十四坏入立之。御米三斗八升下行、院家器。御飯一坏政所、御汁一坏古市・代百文。御油立野庄、并奉伽御油等兩納所以下沙汰也。

[29]文明十四年(一四八二)九月十九日

一、招提寺舍利精進供二十二合送之。人夫、番条庄役也。食事不給之、庄家沙汰也。本八人也。今日四人参申。立野庄御油未到来之間、千燈会方役人不参向之間、四人分無相違、油催促ニ成奉書了。精進供宰領慶万法師食事分一升下行之。次日早日罷歸了。長櫃一合御後見進之、一合公方・精進供二十二合之内御飯一合御後見・御汁一合百文云々・柿一合并舜・梨一合繼舜・熟米一合泰弘・牛房一合專美・油物一合松林院・蓮根一合東林院・赤餅一合・白餅一合・昆若一合・栗

一合・柘榴一合・川骨一合・慈仙一合・昆布一合・大根一合・冬瓜一合・ウトメ一合・スキキ一合・山芋一合・枝大豆一合親舜、以上折大二・小二十合御後見沙汰、立紙在之。送状并舜如例書之。

[30]文明十五年(一四八三)九月十八日

一、柿・京上菓子代百疋、自松林院到來下行、招提寺方等下行。

[31]文明十五年(一四八三)九月十九日

一、招提寺舍利供養、上北面・沙汰人并結縁衆共参向。院任・上番・作手・辰市御童子并力者等参申、隨而上番方三斗八升下行之。同千燈会御油、立野庄到来。沙汰人納之、并御後見・松林院・一切經納所・勅願納所等奉加、御油代等沙汰人納之。同精進供二十二坏、三坏上古現物共之間、近日難得物共在之間、自余物共ツミ合了。

御飯 御後見・御汁 古市

御菜十種

牛房 藏人寺主・連根 東林院・大根 公方・芋 公方・スキキ 公方・昆若 同・川骨 同・ウトメ 同・唐布 同・冬瓜或ハシカミ 同

御菓子十種

白モチ 公方・赤モチ 公方・柘榴 同・栗 同・昆布 同・油物 松林院・熟米 相模寺主・柿 因幡寺主・梨 伊与法眼・枝豆 上総公

以上折二十二合御後見進之、紙立在之。長櫃一合御後見・一合公方、同人夫、番条庄参申。自今夜至明日歸了。

[32]文明十六年(一四八四)九月十九日

一、招提寺精進供如例。不足十三合仰付之、代二百文下行。此外栗等出之。御米三斗八升・三百五十下行。千燈会油等如例。人夫、番

条庄。

一、田舎下向。御童子遅参之間、仕丁一人・力者辰市二付之、迷惑歟。則参上。越智方奉書遣之、明日可下向云々。

[33] 文明十六年(一四八四) 九月十九日(日記目録)

九月十九日、招提寺舍利供養・精進供二十合。千燈会修之如例。今夜管弦者信貴山不参之間、五段式一向略之云々。

[34] 文明十七(一四八五) 九月十八日

一、招提寺念仏延引旨、自新坊内々申給之。定日不聞、仍精進供等事不成廻請者也。自学侶申延云々。

[35] 文明十八年(一四八六) 三月十四日

一、招提寺去年分念仏、来十九日可始行云々。仍色々可相催之由奉行二仰付之。

[36] 文明十八年(一四八六) 三月十九日

一、招提寺念仏去年分始行之。舍利供養方如例仰付之。精進供不足分仰付之、折二十二合、此内大ニ食、在紙立、各政所進之。

御飯 政所法眼・御汁代官文 古市

蓮根 東林院僧正・牛房 専実・河骨 仰付之・ワラヒ 同。

唐布 同・和布 同・ウト 同・ウトメ 同・苜 同 ノリ

同 以上菜

菓子

白餅 同・赤モチ 同・栗 同・コフ 同・取付 同・油物

松林院律師・串柿 昇舜・興米白クソ餅云々 繼舜法眼・トコロ 親舜・

円頭 泰弘 以上菓子

米三斗八升上結綴、并作手・院仕以下朝夕兩度分。

千燈会方油

一斗二升 公方立野庄・百文 一切経納所・百文 勅願納所・

百文 松林院・一升 政所法眼・十文 繼舜法眼

此外結縁之油、近年無之云々。不可然事也。惣送状奉行遣之。被物此間無沙汰也。可付其足也。假令綿一屯歟・百足歟之間也。

持夫事番条庄役也。本八人歟。近来八長櫃二合二四人、院仕・

上番・千燈会油以下二二人、合六人分ニテ不事闕云々。今日

六人自庄家参申。

公方御直参之時、供御政所調進之。

[37] 文明十八年(一四八六) 九月十九日

一、招提寺念仏在之。舍利精進供等送之、果子十合・御飯・汁・菜十合。

一、同千燈会在之。油立野庄并奉加分。参向役者等用三斗八升下行之。

院仕・上番・作手以下加之定。

一、人夫番条庄六人参申、本八人也。

一、近年被物導布有施也、不送之、無念々々。可再興事也。

[38] 長享元年(一四八七) 九月十八日

一、立野庄御油升古物事外破損之間、令新造之畢、十二錢云々。明日千燈会并門跡方納所分。

[39] 長享元年(一四八七) 九月十九日

一、招提寺念仏・精進供二十合之内、不足分十三合沙汰入了。六合八在之。又御飯・汁二合同有之、都合二十二合也。御油、立野庄三斗也。近年一斗二升進之云々。人夫、番条庄役也。御米三斗八升

御下行也。

[40] 長享元年(一四八七) 九月廿五日

一、夜前招提寺ニ為千燈会各罷向。

[41] 長享二年(一四八八) 九月十九日

一、招提寺舍利供養方条々。

千燈会御油、立野庄沙汰也。自昨日持参云々。出世方以下奉加御用在之、松林院一升云々。一切経納所・勅願納所各百文宛。役者朝夕飯料等分三斗八升下行之。竹内方御米内自兼日仰付之。精進供二十二坏也。於折者政所沙汰也。御飯政所入長櫃進之。御汁代

百文古市澄胤沙汰、就彼屋之所役也。御菜十合・果子十合之内、現進上分六合在之。不足十四合仰付之、二百文下行。人夫、番条庄每年不退進之所役也。兼日給主申動云々。上番方・院仕方并精進供之持夫也。色々納物等明朝持帰者也。沙汰人此外上下衆罷入、田舎御童子以下参申。土器座進上悉皆沙汰人兩人取行之。

[42]延徳元年（一四八九）九月十八日

一、招提寺御米三斗八升、精進供不足方二百文下行之。

[43]延徳元年（一四八九）九月十九日

一、招提寺舍利供養送給。

御飯三斗一合 政所・御汁一合代百文古市

以上大折二合

白餅一合・赤餅一合・栖一合・柿一合 葬舞・油物一合 松林院・柘榴一合・昆布一合・柚一合・梨一合・熟米一合 泰弘・枝大豆一合 親舞・牛房一合 専実・蓮根一合 東林院・冬瓜一合・ワカメ一合・唐布一合・昆若一合・芋一合・大根一合・茄一合

以上二十合・小折。主無之分公方沙汰之、代二百文計。折大小悉以政所、有紙立。

千燈会油一斗二升 立野庄年貢

油代百文 松林院・油代百文 一切経納所・油代百文 勅願納所・油一升 政所・油一合 泰弘・油奉加

御米三斗八升沙汰人・院仕・上番・作手・御童子・力者・上下参向之結縁之衆朝夕方也。人数加増之時、重而申出之。

入木、西山庄号下鳥見。遅々時、以力者自沙汰人方令催促之。上件色々持夫、番条庄役也。本十人也。近来六七人参申。

長櫃一合全方、一合政所

導師御布施被物一重代綿一屯百四十三文目、或百疋也。今日綿送之、此数十年無沙汰者也。不可然之間再興之。各送文自奉行方以力者遣之。

[44]延徳元年（一四八九）九月廿日

一、招提寺御使帰参、沙汰人請文在之。御飯・御汁・菜十種・果子十種・綿一屯請取申之由也。昨日十九日ハ精進供以下悉皆信貴山沙汰也。管絃者以下参向。然而禅学公事以来一切無之、仍自学侶及問答。殊更精進供之下地等有之処、無沙汰以外之由云々。仍門跡精進供ハ今日廿日分二備之之由、彼寺知事以下申之。仍十九日官絃者不参之間、外様之式無之。然之間布施綿事ハ、自知事方渡長老坊云々。千燈会トホシノコリ油三升渡知事畢云々。是御使故実、每度如此云々。当年沙汰人頭葬房、知事実順房。

[45]延徳二年（一四九〇）九月十九日

一、招提寺舍利供養、御飯一合・汁一合・菜十合・果子十合・綿一屯百四十三文目。千燈会油、立野庄以下如例。上下衆罷向、飯料等三斗八升下行之。入木西山庄。持夫七人、番条庄本十人也。

[46]延徳三年（一四九一）九月十九日

一、招提寺舍利供養、果子十合・御飯・汁・菜十二合、御布施綿一屯百四十三文目。又千燈会方御米三斗八升。立野庄之御油以下兩納所分諸奉加油等。沙汰人衆等持向彼寺、人夫、番条庄参申定例也。

[47]明徳元年（一四九二）九月十九日

一、招提寺念仏自日中始之。千燈会事、精進供共事、如例仰付之。宿坊飯料三斗八升下行了。精進供不足分二百文計下行。講式布施綿百四十三文目下行。

[48]明応元年(一四九二) 九月廿六日
一、今日招提寺念仏結願。夜前一乘院殿通夜云々。

[49]明応二年(一四九三) 九月十九日
一、招提寺舍利供養、御飯一合政所・御汁一合徳歸・果子十合松林院僧都以下・菜十合東林院僧正以下、千燈会御油、立野庄進之。被物代綿一屯百四十三文目。北面衆諸役者參合、飯料三斗八升下行之。

人夫、番条庄六人、長櫃二合并油以下雜具共持之。奉伽油代一切經納所百文・勅願納所百文・松林院百文・政所油一升・出世・々間少々奉伽在之。精進供不足分沙汰仕入立二百文兼日より下行之。

[50]明応五年(一四九六) 九月十九日
一、招提寺念仏始之。精進供等送之如例。御飯一折・御汁一折・御菜十合・御果子十合・式布施綿一屯。以上長櫃二合納之。送狀遣之。參向輩上北面・沙汰人・院仕同代・上番同代・作手以下、今夕・明朝兩度之食事三斗八升下行。千燈会方御油立野庄、并兩納所油代諸院家以下奉伽油在之。色々持夫番条庄役也。明日持帰之。

[51]明応六年(一四九七) 九月十八日
一、招提寺方三斗八升定額。上番下行。院仕方作手以下悉皆分參向衆用也。昔ハ上下大勢結縁衆參向之間、入分追而沙汰人注進分下行。此二三十年ハ大綱此分也。公方御參分ハ朝夕悉皆御後見調進之、見記録。

[52]明応六年(一四九七) 九月十九日
一、沙汰人順円・院仕・上番等招提寺參向。番条庄人夫濟々參申、長櫃二合・御油以下色々雜具令持之、明日朝帰同前。専実・親舜以

下結縁參向衆數輩在之云々。精進供二十二合明日早旦可供云々。今夜式布施被物一重代二綿一屯百四十三文送之。立野庄御油千燈会方并一切經納所・勅願納所各油代百文宛出之、松林院油一升・成就院一升、此外思々御油結縁出之。作手油器持參。西山庄、入木在之。番条人夫食事ハ自庄家持之、仍不能御下行者也。

[53]明応七年(一四九八) 九月十八日
一、明日招提寺方舍利供養・精進供不足分二百文。此外粟・下行米三斗八升注進定給之。色々方々所出如例。

[54]明応七年(一四九八) 九月十九日
一、精進供二十二合者長櫃二合納之。導師布施綿百四十三文目送之。人夫、番条庄ヨリ六人參申之内二人返遣之。今夜立野庄御油未到來之間、千燈会無之故也。力者一人・人夫四人參向了。昨日より立野御油催促成奉書了。明日可進之由申。

[55]明応七年(一四九八) 九月廿日
一、立野庄御油嚴蜜之仰之間、今日日中以前到來。吉井分四升違乱之間、先以為惣領弁入云々。仍沙汰人衆以下如例罷入。人夫無之間、一人ハ下部四郎、一人ハ雇夫延專二仰付之、各朝夕仰上番了。

[56]明応七年(一四九八) 九月廿六日
一、染田寺坊主昨日來、今日日中招提寺念仏結願了。
[57]明応八年(一四九九) 九月十九日
一、招提寺念仏初之。今夜千燈会事、就立野庄違乱無之、仰合可催促也。於精進供者各用意。

[58]明応八年(一四九九) 九月廿日
一、招提寺御飯・汁・菜十・果子十、合二十二合、綿百四十文送之了。今日早旦備之。番条人夫自昨夕罷上、夜部留置之今日還之。長櫃以下持帰參、力者一人宰領了。送狀・請取同在之。

[59] 文龜二年（一五〇二）九月十九日

一、招提寺念仏寺門大訴之間延引。

[60] 永正元年（一五〇四）十月十九日

一、招提念仏云々。不日間廿一日精進供等□可送旨仰了。

[61] 永正元年（一五〇四）十月廿日

一、招提寺精進供仰了。明日早々可遣云々。

[62] 永正元年（一五〇四）十月廿二日

一、精進供闕所分、自公方入御立分。二合白赤餅・一合大根・一合昆

若・一合唐布・一合昆布・一合カフラ・一合ウト・一合柿・一合

冬瓜・一合□・一合柚・一合ウトメ。

[63] 永正二年（一五〇五）九月十八日

一、昨日招提寺精進供事、二百文下行。御米三斗八升同仰了。

一、立野庄御油、昨日大雨ニ打コホス。今日又下向、十九日ニハ可罷上云々。

[64] 永正二年（一五〇五）九月十九日

一、招提寺方精進供、不足分二百文下行。御米三斗八升下行。立野油

一斗二升進上云々。其余事且延引。今夜成就院參詣云々。綿代七

百文、重而進之之由仰了。

[65] 永正三年（一五〇六）七月廿日

一、年中御米下行事長巻、細々事（中略）三斗八升招提寺千燈会

[66] 年次不明（補遺）

梅枝 松林院・梨子 上座法眼奉・栗 柿 并舜

来十九日料也。同十八日以前可被進禪定院。於折櫃者追而可

被遣矣。 九月 日

此内令沙汰進上体無之分、為院家仰付之、二百文下行 入立者也。

自去々年再興也。足向ハ松林院所進之柿京上之果子二合代百疋之内也。専実奉行之、講式導師布施尚々可再興者也。折櫃ハ大二合・

小二十合政所進之、紙立在之。自賦方以木守方々仁送遣之。長

櫃二合之内、一合ハ政所進之、一合院家御物也。枋等悉皆。送文

ハ大納殿奉行并舜書遣之者也。

同千燈会事。油二斗院家御分立野庄進上内、必令持參、沙汰人請

取之、長器物也。此外出世々間者奉伽油在之。勅願・一切経両納

所、各百文宛油代出之、沙汰人請取之。上下参向体食事ハ依沙汰

人注進下行之。

（ふじたえり 生活文化研究専攻二年）

受理年月日 平成17年9月30日

審査終了日 平成17年12月7日